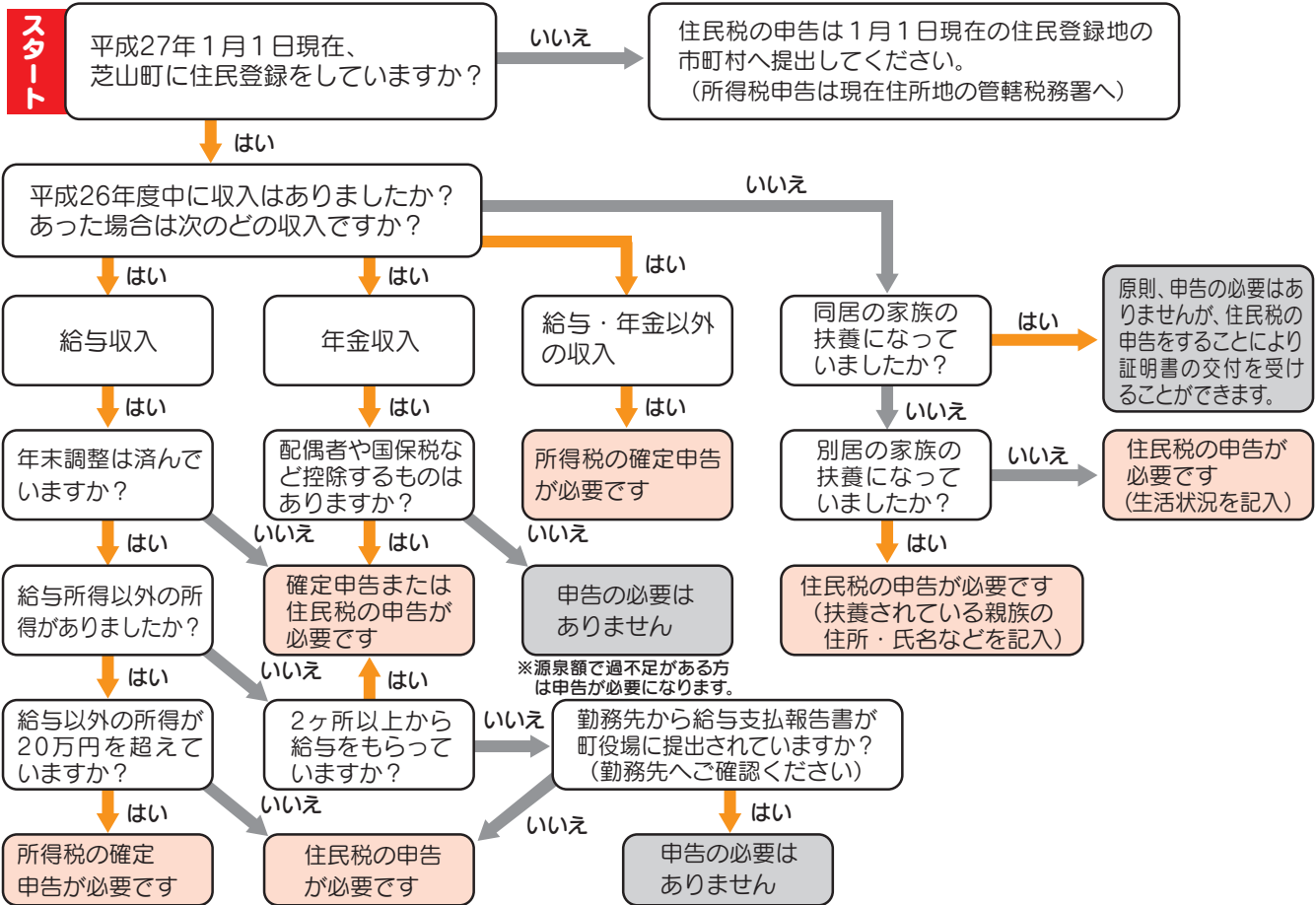


# 確定申告

問・所得税に関すること：東金税務署 ☎0475-52-3121  
・町県民税に関すること：町民税務課 課税係 ☎77-3915

申告と納付の期限は	
所得 税	3月16日(月)まで
贈与 税	3月16日(月)まで
個人事業者の消費税 および地方消費税	3月31日(火)まで

## あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？



**注意** 収入は無かった場合でも住民税の申告が必要な場合があります。上記のフロー図により申告が必要とされた方でも、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定やその他の行政サービスを受ける上で申告が必要となることがあります。また、所得の照明を必要とする場合は、申告がされていないと証明書を発行することができません。

- 申告に必要となるもの**
- 共通 印鑑(自動印不可)・申告書(お手元にある場合)
  - 給与・年金所得 源泉徴収票(原本)または収入金額を証明するもの
  - 事業所得(農業・営業・不動産) 収支内訳明細書または収入や経費が分かる帳簿・書類
  - ※ 租税公課については納税通知書などを確認してください。
  - 雑所得(個人年金・内職など) 保険会社などから送付される通知など
  - 一時所得 保険満期の通知など
  - 医療費控除 医療費などの領収書(対象とならない場合もあります)
  - ※ 補てんされた場合は、その金額の分かるもの
  - 社会保険料控除 国民年金保険料控除証明書
  - 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は納税通知書、領収書などで納付額を確認してください。
  - ※ 電話によるお問い合わせは、お答えできないことがあります。
  - 生命保険料控除・地震保険料控除 保険会社などが発行する控除額証明書
  - 寄附金控除 寄附先の発行する寄附金受領証明書など

# しばっくん オリジナルナンバープレート の交付を行います!

問 町民税務課 課税係 ☎77-3915

町制60周年を記念して町キャラクター「しばっくん」をデザインした原動機付自転車のオリジナルナンバープレートを交付します。現在登録中のナンバープレートからの交換も受け付けます。

■交付開始日 4月1日(水) 午前8時30分～

■交付場所 町民税務課課税係

■対象車種

- ・第一種原動機付自転車50cc以下 (白色)
- ・第二種原動機付自転車 乙 90cc以下 (薄黄色)
- ・第二種原動機付自転車 甲 125cc以下 (薄桃色)

■費用 新規、交換ともに無償

■交付方法 受付順により標識番号順に交付

※希望ナンバーの選択はできません。

※新規登録の場合、通常のナンバーまたはオリジナルナンバーのどちらかを選択できます。

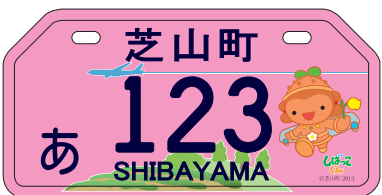
■手続きに必要なもの

○新規の場合

- ①販売証明書または譲渡証明書
- ②印鑑 (認め印)
- ③身分証明書 (免許証可)
- ④廃車証明書 (譲渡、転入の場合)

○交換の場合

- ①現在登録中のナンバープレート
- ②印鑑 (認め印)
- ③身分証明書 (免許証可)
- ④標識交付証明書



## 地籍調査終了後の土地課税について

土地にかかる固定資産税については、国が定める「固定資産評価基準」に基づき、登記簿に登記されている地積(登記地積)により評価して課税することが原則となっています。

町では、税負担の公平性やこの原則に基づき、地籍調査が終了し、賦課期日(1月1日)までに登記簿に登記された土地については、登記地積により評価して課税を行います。これは、地籍調査により登記地積が減少した場合は減少後の地積で評価して課税し、逆に増加した場合は増加後の地積で評価して課税することです。

また、土地の分筆や合筆、地目変更があった場合も登記簿に登記された内容で評価して課税を行うことになり

ます(ただし、地目については、利用状況により課税することになりますので、登記簿と異なる場合もあります)。そのため、地籍調査が終了し、登記簿に登記された土地の地積が増加した場合や地目が変更となった場合などでは、平成27年度からの固定資産税が増額になる場合も考えられますが、原則に基づき地籍調査終了後の登記地積により評価額を決定し課税しますので、ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

【注意】

地籍調査事業で現地立ち会いなどが終了していても、新しい面積や地目などが登記されない限り、評価額は変わりません。